

斎場使用料補助金の 交付額変更

亡くなった方もしくは火葬料金などを支払った方が市内の方であれば、斎場で管外料金を支払った場合に補助金を交付しています。

斎場を利用する際は、適用される料金と補助金申請の対象かご確認ください。

※市在住のすべての方が「小山聖苑」を管内料金で利用できるようになりました。

4月から指定ごみ袋制度の 完全実施が始まります

袋の準備はお済みですか？

指定ごみ袋を使用するのは「もやししかないごみ(燃やすごみ)」だけです。

その他のプラ容器包装などは、従来どおりの袋で出してください。

■注意点

もやししかないごみの指定ごみ袋で、プラ容器包装など他のごみを出してしまうと分別の意図がわからず、ルール違反となり収集できません。

ごみの搬入口が変わります！

中央清掃センターのごみの搬入口が、4月1日(火)から変更になります。変更に伴い、施設の情報をリアルタイムで確認できるサイトを新たに3月25日(火)から開設します。

■問い合わせ先

小山広域保健衛生組合

施設課

☎(22)8182

☎(22)3229



ごみ出しのルールを 守りましょう

ごみ出しには出す日、出し方、出す時間などルールがあります。ルール違反のごみは回収されません。一人ひとりがルールを守って、きれいなごみステーションの維持に努めましょう。

ごみ出しは朝8時まで！

日頃の回収時間に関わらず、朝8時までにごみを出してください。ごみの量や道路工事などにより、収集する時間が変わる場合があります。

日付・出し方をきちんと守りましょう

行政カレンダーをよく確認し、間違いのないよう注意してください。出し方は地区によって異なります。特に、転居された際はご注意ください。

回収状況を確認しましょう

間違いがあった場合でもすぐに気づけるように、ごみが回収されたか確認しましょう

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

ごみの分別方法や収集日などが手軽に確認できます。ぜひご利用ください。



AppStore



GooglePlay

空き地の雑草管理で 困っていませんか？

所有者に代わり、業者へ空き地の除草作業業務委託を実施しています。

■委託料(令和6年度参考額)

1平方メートルあたり

年間132円(税込)

※年度途中に申し込み、解約した場合も同額です。

■管理の内容

年4回の雑草の刈払い

※刈り取った草の回収は行いません。回収を希望する場合は個別に業者に依頼してください。

■申込条件 次のすべてに該当していること

- ・市の行政区域内
- ・建物や工作物、果樹、樹木などのない更地
- ・笹竹などの繁茂による荒廃がない
- ・狭小地や不整形地等、機械による作業が困難な土地でない
- ・傾斜地や湿地など、通常の管理が困難な土地でない

■申込方法 4月30日までに環境課へ連絡

不用品リサイクル情報

〈譲りたい〉

プラズマテレビ(50インチ)、ゆりかご、ベビーサークル、電動ジューサー、小型冷蔵庫、中学用体育館履き(22.5cm)、スクールバッグ、防災グッズ、ホットカーペット、はんでん

〈譲ってほしい〉

電気ストーブ、自転車(24インチ)、扇風機、ノートパソコン、液晶テレビ(大型)、南河内小中学校男子制服(150cm)、電動シニアカー、シルバーカー、乾燥機、車いす、尿漏れパッド